

通達区分	例規通達
有効期間	30年

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

宮本務第127号  
令和7年2月18日  
宮城県警察本部長

### 県下警察署のブロック編成の見直しについて（通達）

県下警察署のブロック編成については、「県下警察署のブロック編成の見直しについて（通達）」（平成31年2月22日付け宮本務第302号）により運用しているところであるが、この度、栗原警察署の新設等に伴い、県下警察署のブロック編成を新たに規定し、令和7年3月21日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達の施行に伴い、前記通達は廃止する。

#### 記

#### 1 目的

この通達により規定する県下警察署のブロック編成は、警察署間における事務処理の合理化及び効率化並びに警察署相互の連絡調整機能の活発化を図り、もって警察運営の総合的かつ適正な推進に資することを目的とする。

#### 2 ブロック編成

ブロックの編成は、中央ブロック、沿岸ブロック、仙北ブロック及び仙南ブロックの4ブロックとし、ブロックの建制順は、これに準じるものとする。

なお、各ブロックに属する警察署及びその建制順は、別表のとおりとする。また、各ブロックの筆頭に規定されている警察署の署長は、当該ブロックの長になるものとする。

#### 3 運用等

県下警察署間における連絡調整、協議、情報交換等警察運営に関する各種会議等を開催する場合は、このブロック編成によるものとし、ブロックの長となる警察署長は、当該ブロック内の警察署間の連絡調整等に当たるものとする。

別表

中央ブロック	沿岸ブロック	仙北ブロック	仙南ブロック
仙台中央警察署 仙台南警察署 仙台北警察署 仙台東警察署 泉警察署 若林警察署	石巻警察署 塩釜警察署 気仙沼警察署 佐沼警察署 登米警察署 河北警察署 南三陸警察署	古川警察署 大和警察署 栗原警察署 遠田警察署 鳴子警察署 加美警察署	岩沼警察署 大河原警察署 白石警察署 角田警察署 亘理警察署